

企業の公的負担のあり方に関する

調査報告

平成 26（2014）年 11 月 17 日

東京都税制調査会

目 次

はじめに	1
I 各国の地方制度並びに中央・地方の役割分担	2
II 各国における企業の公的負担	6
1 租税負担	6
① 企業形態	6
② 企業に課される税目・税収に占める企業課税の割合	8
③ 法人所得課税の概要	11
④ 法人税制改革の変遷・法人税率の引下げ	14
2 租税以外の負担	16
① 法定福利費（社会保険料の事業主負担）	16
② 法定外福利費	19
3 まとめ	20
III 各国における企業をサポートする行政サービス・支援策	23
1 企業に対する支援策の具体例	23
① 企業を対象とする租税支出	23
② 企業への補助金・助成金、融資制度	25
③ 職業訓練・従業員教育支援	27
④ 企業誘致施策	29
⑤ 子育て支援・その他の支援	31
2 まとめ	33
IV 各国の諸制度に関する考察	36
1 制度を支える各国の特質	36
2 各国の特徴的な制度	38
V 総括	44
表1 各国における企業の公的負担と行政サービス	46
表2 税収に占める企業課税割合の推計について	47

企業の公的負担のあり方に関する調査報告

- ・ 本報告書における前提：法人企業について様々な捉え方があるが、本報告書では、企業が納付する租税公課を企業の公的負担とし、また、企業も行政サービスの受益者となる、との前提に立つ。
- ・ 本報告書における「企業」と「法人」の定義：個人事業主を含む全ての企業形態を総称する場合を「企業」といい、個人事業主を除いた企業形態を指す場合を「法人」という。ただし、個人事業主を含むかどうかは明らかでない場合に、やむを得ず「企業」ということがある。

はじめに

- ・ グローバルな経済競争が激化する中、事業活動に伴って発生する租税や社会保険料などの企業の公的負担のあり方が注目されている。企業は生産活動を行うに当たり、都市基盤整備、環境対策、治安の確保等の行政サービスから幅広い受益を得ており、これらの行政サービスに必要な財源について、当該サービスを受ける企業に応分の負担を求めることが適当である。
- ・ 法人実効税率の高さが、国内産業の空洞化や外国企業の日本への投資の阻害要因となっているとの主張があり、企業の負担を考える際にも法人実効税率に着目した議論が行われている。しかし、法人実効税率の高さが日本の経済成長力を阻害しているかどうかについては、明確な根拠が示されているわけではない。また、日本では、企業の公的負担が諸外国に比べて重いのかどうかについても議論があるところである。
- ・ 当調査会では、企業負担と行政サービスとの関係について、これまで十分な考察が行われてこなかったとの問題意識から、企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方について考察することを目的に、「企業の公的負担のあり方に関する分科会」を設置し、これまで議論を重ねてきた。
- ・ 分科会での議論は、租税負担に加え、社会保険料負担等も含

めたトータルの企業負担の状況や、個人事業主も含めた広い意味での企業における受益と負担の関係にも着目した。また、我が国における企業の公的負担のあり方を考察するに当たっては、諸外国における法人課税の実態や具体的な行政サービスの内容を把握し、これを十分に斟酌する必要がある。そこで、スウェーデン、米国、ドイツ、オランダ（以上、調査実施順）の四か国につき、企業の公的負担のあり方に関する調査を実施し、分科会での議論に活用することとした。

- ・ スウェーデンは高福祉・高負担で知られ、かつ高い経済成長を達成している国である。米国は連邦制を採用し、州政府が高度な自治権を持つ国である。ドイツは税制及び社会保障制度に関して累次の改革が行われてきた国である。オランダは国際企業の欧州拠点が多く立地し、税財政、社会保障、雇用など様々な改革が行われてきた国である。
- ・ 分科会での議論を有意義なものとするに当たり、四か国それぞれが、我が国の参考となるような特徴を有していることから、これらの国々を調査対象として選定することとした。

I 各国の地方制度並びに中央・地方の役割分担

[日本]

- ・ 国は、外交、防衛・安全保障等、国家としての存立に関わる事務や全国的な規模で行わなければならない施策等を担う。多くの分野で国と地方は一体的に行政サービスを担っているが、住民に身近な行政サービスはできる限り地方自治体に委ねることとされており、地方自治体の果たす役割は大きい。都道府県は市町村を包括する広域の地方自治体として、私立学校・市町村立学校の設置許可、警察（犯罪捜査、運転免許等）、都市計画区域の指定等の事務を行う。市町村は基礎的な地方自治体として、介護保険・国民健康保険事業、上下水道の整備・管理運営、

一般廃棄物の収集・処理、消防・救急活動、住民票や戸籍等の事務を行う。

- ・ 平成 26（2014）年度の国の一般会計歳出予算額は、95 兆 8,823 億円で、歳出額の大きい項目は、その約 3 割を占める社会保障関係費のほか、国債費、地方交付税交付金等である。平成 26（2014）年度の東京都の一般会計歳出予算額は 6 兆 6,667 億円で、うち一般歳出の大きい項目は、福祉と保健、教育と文化、警察と消防である。
- ・ 国、都道府県、市町村とも課税権を有し、主要な基幹税目が配分されている。

[スウェーデン]

- ・ 外交・防衛、公安・警察、労働市場、産業政策等の権限は国に属し、国は社会全般の発展と国全体の生活水準の維持について責任を負う。290 あるコミューン（市町村に相当）の業務は、教育、福祉を中心とする住民への直接サービスである。21 あるランスタイング（県に相当）は複数のコミューンを含む広域的自治体であり、その主な業務は医療サービスで、歳出の約 9 割が保健医療関係費である。
- ・ 2012 年の国の歳出額は、約 8,138 億クローナ（約 9 兆 6,000 億円：1 クローナ=11.79 円・2012 年平均レートで換算。以下、各通貨とも全て当該年の平均レートで換算）で、歳出額の大きい項目は、疾病者・身障者生活保障、地方政府補助金、家族・児童生活保障である。
- ・ 地方税は、地方所得税のみであるが、地方自治体の独自課税が可能とされている。税率設定権を有しており、地方自治体により税率が異なる。

[米 国]

- ・ 調査対象の州は、ロサンゼルス市、サンフランシスコ市などを擁するカリフォルニア州（以下、「CA 州」という。）、デトロイ

ト市を擁するミシガン州（以下、「MI州」という。）である。

- ・ 連邦政府の権限は、防衛力の整備など、合衆国憲法に限定列挙されており、州政府（50州）には合衆国憲法及び州憲法に反しない全ての権限が留保されている。地方政府（約89,000団体・2012年）の権限は、警察・消防をはじめ多岐にわたるが、地方政府の形態（カウンティ、市などの地方自治体）により所掌事務が異なる。
- ・ 2011年の連邦の歳出額は、3兆8,188億ドル（約304兆7,000億円：1ドル=79.80円）で、歳出額の大きい項目に、国防費、社会保障、所得保障があり、社会保障関係費の合計額は歳出の約6割を占める。同年のCA州の歳出額は2,825億ドル（約22兆5,400億円：同上）、MI州の歳出額は631億ドル（約5兆350億円：同上）で、歳出額の大きい項目は両州ともに、政府間支出、社会サービス・所得補償、教育サービスである。2012年のロサンゼルス市の歳出額は、118億ドル（約9,400億円：1ドル=79.82円）で、歳出額の大きい項目は、発電事業、警察・資産保全である。同年のデトロイト市の歳出額は、26.5億ドル（約2,100億円：同上）で、歳出額の大きい項目は、警察、下水道事業である。
- ・ 連邦、州ともに課税権を有しており、地方は州法等の規定がある場合にのみ課税権が付与される。

[ドイツ]

- ・ 連邦及び州（13の広域州及び3つの都市州）が国家機能を担っている。州はそれぞれが主権を有しており、州憲法を制定し、立法・行政・司法の三権を保持している。連邦の専属的立法権には外交・防衛、税関・国境警備等があり、州の専属的立法権は教育、地方自治、警察等に限定されている。また、州は地方自治制度を所管し、制度設計は州に権限がある。郡（約400団体・2009年）は、法定受託事務として実施される社会扶助（生

活保護) や高齢者保護のほか、道路整備、医療機関の運営等の事務も行っている。市町村(約 12,000 団体・2009 年)の所掌事務には、連邦や州の委任事務(身分証明書の発行、教育費助成金の交付等)、連邦や州の指示による義務的事務(建築許可、営業許可等)、自治事務(廃棄物処理、道路建設・管理、社会福祉施設の設置・管理、公営交通、企業誘致等)がある。

- ・ 2011 年の連邦の歳出額は、2,962 億ユーロ(約 32 兆 9,000 億円: 1 ユーロ=111.13 円)で、その約 51%を社会保障費が占める。ノルトライン=ヴェストファーレン州の歳出額は、560 億ユーロ(約 6 兆 2,200 億円: 同上)で、歳出額の大きい部門は、一般的な財務、教育省である。その州都デュッセルドルフ市の歳出額は、25.6 億ユーロ(約 2,800 億円: 同上)で、歳出額の大きい項目は、社会福祉、内部管理である。
- ・ 税に関する立法は、連邦がそのほとんどを定めており、租税支出も連邦が主導権を握っている。州は教会税を除き税の立法権を有しない。他方、市町村は税の立法権を有し、独自の税を設けることができるが、連邦、州、他の市町村の税とバッティングしてはならないとの制約がある。なお、郡には独自の財源はなく、州からの補助金等をその財源としている。

[オランダ]

- ・ 国防、司法は、国の権限であるが、警察・消防、医療、社会保障、環境保護、道路整備をはじめ、多くの分野で各政府間の所掌事務は重複している。国、州(12 州・2013 年)、地方自治体(408 団体・2013 年)間で事務が重複する場合、国は各分野の資金調達や事業内容の水準等の責任を、州は地方自治体の活動の調整等の責任を、地方自治体は関係各部門の権限の行使に責任を負う。同国では、地方に権限を委任する分権システムを導入しつつも、国の事務の執行を担保しており、国は地方に対する監督権を有している。

- ・ 2012 年の国の歳出額は、1,689 億ユーロ（約 17 兆 3,000 億円：1 ユーロ=102.63 円）で、歳出額の大きい項目は、一般行政、社会保護である。北ホラント州の歳出額は、7.4 億ユーロ（約 760 億円：同上）で、歳出額の大きい項目は、交通・運輸、福祉である。北ホラント州にあるアムステルダム市の歳出額は 57.7 億ユーロ（約 5,900 億円：同上）で、歳出額の大きい項目は、社会サービス、交通・水管理である。
- ・ 州が独自に徴収できる財源は主として自動車税であり、州政府全体の税収の約 98%を占める。地方自治体では財産税が最も大きく、地方自治体全体の税収の約 77%を占める。また、州及び地方自治体の予算総額の 9 割以上は国からの移転財源に依存している。

II 各国における企業の公的負担

1 租税負担

① 企業形態

[日本]

- ・ 我が国における企業形態には、個人事業主、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等がある。法人所得課税（国・地方）は普通法人（株式会社、合名会社等）、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等に対して課され、個人事業主には個人所得課税（国・地方）が課される。
- ・ 「平成 21（2009）年経済センサス基礎調査」によれば、企業数の内訳は、個人事業主が全体の約 54.1%を占め、次いで株式会社が約 39.7%と、この二種の企業形態で全体の 90%を超えている。

[スウェーデン]

- ・ スウェーデンにおける企業形態には、個人事業主、合名会社、合資会社、有限責任会社がある。法人所得税（国税）の課税対

象は、有限責任会社であり、個人事業主、合名会社、合資会社には個人所得税（国・地方）が課される。

[米 国]

- ・ 米国の会社法は州法で規定されているため、州ごとに詳細は異なるが、一般的には個人事業主(Sole Proprietorships)、パートナーシップ、コーポレーション、LLC(Limited Liability Company)に大別される。
- ・ コーポレーションは、C法人（株式会社に相当）とS法人（株主の段階で課税される小規模事業法人）に分けられ、このうちC法人は法人所得に対して法人所得税（連邦・州・地方政府）が課される。S法人は法人所得が株主に配分され、株主は個人所得として申告するため、通常、法人所得税は発生しない。また、個人事業主、パートナーシップは個人所得税（連邦・州・地方政府）が課され、LLCはパートナーが法人組織を選択しない限り、法人所得税の課税対象とならない。
- ・ 全企業数の内訳（2010年）をみると、S法人が全体の約48.2%を占め、次いでC法人が約23.0%、個人事業主が約17.2%、パートナーシップが約11.4%と、全体の半数近くがS法人である。

[ドイツ]

- ・ ドイツにおける企業形態は、資本会社（株式会社、有限会社、有限責任事業会社、株式合資会社）、人的会社（合名会社、合資会社、民法上の組合）、個人事業主の三つに大別できる。
- ・ 資本会社には法人所得に対して法人税（共同税）が課される。人的会社には個々の出資者に対する所得税（共同税）が課される。また、個人事業主には所得税（共同税）が課される。
- ・ 企業数の内訳（2013年）をみると、個人事業主が全体の約63.7%を占め、次いで人的会社が約17.6%、資本会社が約12.3%と、全体の6割超が個人事業主である。

[オランダ]

- ・ オランダにおける企業形態には、個人事業主、専門パートナーシップ、合名会社、合資会社、株式非公開会社、株式公開会社、協同組合、協会・財団などがある。
- ・ 法人税（国税）が課されるのは、株式非公開会社、株式公開会社、協同組合、協会・財団であり、個人事業主、専門パートナーシップ、合名会社には所得税（国税）が、合資会社ではジェネラルパートナーに対して所得税（国税）が課される。
- ・ 企業数の内訳（2014年）をみると、個人事業主が全体の約60.5%を占め、次いで株式非公開会社が約21.8%、合名会社が約10.9%と、全体の6割超が個人事業主である。

② 企業に課される税目・税収に占める企業課税の割合

[日本]

- ・ Revenue Statistics 1965-2012 (OECD) によれば、我が国での税収全体に占める企業の所得課税の割合は、11.8%（2011年）である。また、同年における企業の所得課税と社会保険料事業主負担合計の対GDP比は、8.8%である。
- ・ 企業に課される税目には、国税では、「所得課税」として所得税（個人事業主分）、法人税、「消費課税」として消費税、揮発油税等、「資産課税」として地価税がある。地方税のうち道府県税では、「所得課税」として法人事業税、法人住民税（道府県民税）、個人事業税、「消費課税」として自動車税、軽油引取税等、「資産課税」として不動産取得税等がある。市町村税では、「所得課税」として法人住民税（市町村民税）、「消費課税」として軽自動車税等、「資産課税」として固定資産税、都市計画税、事業所税等がある。
- ・ 税収に占めるこれらの企業課税及び社会保険料収入に占める事業主負担分の合計負担割合を推計すると、49.3%（2011年）

である。この推計は、個人事業主の所得税及び社会保険料事業主負担分（個人事業主分含む）は企業負担に含み、個人所得課税の源泉徴収は企業負担とはせずに算出したものである。間接税や負担者が不明確な直接税は経済活動規模で負担を按分した。他の調査対象国の推計についても、同様の条件である（巻末・表2に推計の根拠を掲載）。ただし、消費税・地方消費税を最終消費者に転嫁されるものとみなして企業負担に含めずに推計すると、44.1%となる。

[スウェーデン]

- ・ Revenue Statistics 1965-2012 (OECD) によれば、税収全体に占める企業の所得課税の割合は、7.3%（2011年）である。また、同年における企業の所得課税と社会保険料事業主負担合計の対GDP比は、10.7%である。
- ・ 企業に課される税目には、国税では、「所得課税」として法人所得税、個人所得税、「消費課税」として付加価値税、物品税、環境税、「資産課税」として財産税がある。地方税では、「所得課税」として個人所得税がある。
- ・ 税収に占めるこれらの企業課税及び社会保険料収入に占める事業主負担分の合計負担割合を推計すると、47.4%（2010年）である（巻末・表2に推計の根拠を掲載）。ただし、付加価値税を最終消費者に転嫁されるものとみなして企業負担に含めずに推計すると、37.8%となる。

[米 国]

- ・ Revenue Statistics 1965-2012 (OECD) によれば、税収全体に占める企業の所得課税の割合は、9.4%（2011年）であり、OECD 諸国平均の 8.7%を上回っている。また、同年における企業の所得課税と社会保険料事業主負担合計の対GDP比は、5.4%である。
- ・ 企業に課される税目には、連邦税では、「所得課税」として法

人所得税、個人所得税があり、「消費課税」として物品税のうちの電話税や交通燃料税等があり得る。そのうち法人所得税は、コーポレーションのうちC法人に課され、それ以外の形態の企業には個人所得税が課される。

州税では、「所得課税」として法人所得税、個人所得税（両税とも一部の州においては課されない。）、「消費課税」として売上税・使用税等、「資産課税」として財産税がある。連邦税と同様に、法人所得税はコーポレーションのうちC法人に課され、それ以外の形態の企業には個人所得税が課される。また、全ての企業形態に対して、財産税、売上税・使用税が課される。地方政府では、「所得課税」として法人所得税、個人所得税（両税とも一部の地方政府においては課されない。）があり、「消費課税」として売上税・使用税等、「資産課税」として財産税がある。なお、ここでいう「個人所得税」は、事業所得がパススルーされて個人で申告する場合で、出資者に課されるものをいう。

- ・ 税収に占めるこれらの企業課税及び社会保険料収入に占める事業主負担分の合計負担割合を推計すると、37.4%（2011年）である（巻末・表2に推計の根拠を掲載）。

[ドイツ]

- ・ Revenue Statistics 1965-2012（OECD）によれば、税収全体に占める企業の所得課税の割合は、4.7%（2011年）であり、OECD諸国の中でも低い割合である。また、同年における企業の所得課税と社会保険料事業主負担合計の対GDP比は、8.4%である。
- ・ 企業に課される税目には、共同税では、「所得課税」として法人税、個人所得税等、「消費課税」として付加価値税（売上税）、連邦税では、「所得課税」として連帯付加税（所得税・法人税の付加税）、保険税、「消費課税」としてエネルギー税、自動車税等がある。州税では、「資産課税」として不動産取得税、市町村

税では、「所得課税」として営業税、「資産課税」として不動産税 A（農業・林業の不動産を対象）、不動産税 B（農業・林業以外の民間部門における不動産を対象）がある。

- ・ 税収に占めるこれらの企業課税及び社会保険料収入に占める事業主負担分の合計負担割合を推計すると、連邦全体では 50.0%（2011 年）である（巻末・表 2 に推計の根拠を掲載）。ただし、付加価値税を最終消費者に転嫁されるものとみなして企業負担に含めずに推計すると、38.4%となる。

[オランダ]

- ・ Revenue Statistics 1965-2012（OECD）によれば、税収全体に占める企業の所得課税の割合は、5.4%（2011 年）である。また、同年における企業の所得課税と社会保険料事業主負担合計の対 GDP 比は、7.2%である。
- ・ 企業に課される税目には、国税では、「所得課税」として法人税、所得税等、「消費課税」として付加価値税、物品税、環境税等がある。州、地方自治体とも所得を課税標準とした地方税は存在しないが、「消費課税」として州では水利税、埋立税、自動車税、「資産課税」として地方自治体では財産税（所有・使用）がある。
- ・ 税収に占めるこれらの企業課税及び社会保険料収入に占める事業主負担分の合計負担割合を推計すると、49.9%（2011 年）である（巻末・表 2 に推計の根拠を掲載）。ただし、付加価値税を最終消費者に転嫁されるものとみなして企業負担に含めずに推計すると、40.5%となる。

③ 法人所得課税の概要

[日 本]

- ・ 我が国では、法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）に対して、国税では法人税が課される。

現行の税率は、25.5%（普通法人及び中小法人、一般社団法人等で年所得 800 万円超部分）である。平成 24（2012）年度の税収は約 9.8 兆円で、国の税収の約 22.2%を占める。

- 一方、地方法人課税には、法人事業税と法人住民税がある。法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税である。また、法人住民税は、地域の構成員である法人が、個人と同様、行政サービスの経費を広く分かち合うという考え方に基づく税である。
- 現行の法人事業税（資本金 1 億円超の普通法人で年所得 800 万円超部分）の税率は、所得割が 4.3%、付加価値割が 0.48%、資本割が 0.2%である。法人住民税（道府県民税）の税率は、法人税割が 3.2%、均等割が 13 万円（資本金等の額が 1 億円超 10 億円以下の普通法人の場合）である。法人住民税（市町村民税）の税率は、法人税割が 9.7%、均等割が 40 万円（資本金等の額が 1 億円超 10 億円以下の普通法人で、従業者数 50 人超の場合）である。なお、東京都では、法人事業税及び法人住民税の法人税割において、超過課税を実施しており、併せて不均一課税を行っている。
- 平成 26（2014）年度の地方財政計画による地方税の収入見込額は、道府県税では、法人事業税が約 2.6 兆円、法人住民税が約 0.8 兆円、二税合わせて約 3.4 兆円で、道府県税収の約 23.2%を占めている。市町村税では、法人住民税が約 2.0 兆円であり、市町村税収の約 9.6%を占めている。法人事業税と法人住民税は、地方自治体に不可欠な基幹税となっている。

[スウェーデン]

- 法人の所得に対して、法人所得税（国税）が課される。税率は 22.0%であり、税率に関して、企業の規模や種類による例外規定はない。2010 年の税収は 1,133 億クローナ（約 1 兆 3,300 億円：1 クローナ=11.74 円）で、国税収の約 15.9%を占める。

- ・ 法人所得税に限らず、スウェーデンにおいては税制上の優遇措置は限定されている。
- ・ 税制優遇措置に対する法人側や財務省の考え方としては、シンプルな設計とすることで公平性を確保するということがある。特定の産業、業種を優遇することは、今後どのセクターが経済的に成長するか予測が付かないこと、競争を歪めることから否定的である。

[米 国]

- ・ 連邦では、法人（C法人のみ）の事業に伴う所得に対して法人所得税が課される。税率は 15.0～39.0%であり、所得額に応じた累進性がある。2011 年の税収は 1,984 億ドル（約 15 兆 8,300 億円：1ドル=79.80円）であり、連邦税収の約 16.6%を占める。連邦税のうち、最も割合が高いものは、個人所得税であり、全体の約 79.9%を占めている。連邦の主な税制上の優遇措置として、研究開発税制、減価償却、繰越欠損金などがある。
- ・ CA 州では、営業実態のある法人に対してはフランチャイズ税、営業実態のない法人が CA 州で所得をあげた場合には法人所得税が課される。両税とも税率は、一般企業においては 8.84%である（中小企業や金融法人は税率が異なる。）。税収は 96 億ドル（約 7,700 億円：同上）であり、CA 州の税収の約 8.2%を占める。CA 州の主な税制上の優遇措置として、研究開発税制、減価償却、繰越欠損金などがある。
- ・ MI 州では、C法人に対して、税率 6.0%の法人所得税を課している。税収は 7.2 億ドル（約 575 億円：同上）であり、MI 州の税収の約 3.1%を占める。MI 州の税制上の優遇措置として、小規模事業税額控除がある。

[ドイツ]

- ・ 資本会社の所得に対して、共同税の法人税、連邦税の連帯付加税、市町村税の営業税が課される。

- ・ 共同税である法人税の税率は 15.0%、2012 年の税収は 169.3 億ユーロ（約 1 兆 7,400 億円：1 ユーロ=102.63 円）であり、全税収（共同税・連邦税・州税・市町村税の合計、以下同様）の約 2.8%を占める。
- ・ 連邦税である連帯付加税は、所得税、法人税等の税額に対して 5.5%の税率で付加される。税収は 136.2 億ユーロ（約 1 兆 4,000 億円：同上）であり、全税収の約 2.3%を占める。
- ・ 市町村税である営業税は、営業収益（営業税上の課税所得）に基準税率（3.5%）に乗率を乗じた額が課税される。この乗率は、地方自治体自らの裁量で決定することができ、最低乗率は 200%、平均値は 400%程度である。企業誘致を目的に地方部ほど乗率を低くする自治体が多く、逆に都市部や人口規模の大きな地域ほど乗率が高い傾向にある。営業税の税収は、423.5 億ユーロ（約 4 兆 3,500 億円：同上）であり、全税収の約 7.1%を占める。
- ・ 政策手段としての租税特別措置や企業優遇税制はあまり行われていない。

[オランダ]

- ・ 法人の所得に対し、法人税（国税）が課される。法人税率は EU 諸国の中では比較的 low、二段階の累進税率を設置しており、20 万ユーロ以下は 20.0%、これを超えると 25.0%である。2013 年の税収は、124.5 億ユーロ（約 1 兆 6,200 億円：1 ユーロ=129.78 円）であり、国の税収の約 9.6%を占める。
- ・ 法人税には、資本参加免税制度、イノベーションボックス制度などの特徴的な制度も整備されている。

④ 法人税制改革の変遷・法人税率の引下げ

[日本]

- ・ 我が国の法人税率は、平成元（1989）年度以降、四回の税率

引下げが行われてきた。平成 2（1990）年度には税制の抜本的改革により 40.0%から 37.5%へ、平成 10（1998）年度には法人税率の引下げと課税ベースの適正化により 34.5%へ、平成 11（1999）年度には国際水準並みへの引下げが行われ 30.0%へ、そして平成 24（2012）年度には現在の 25.5%へと引下げが行われた。

- ・ 現在、我が国の法人実効税率は諸外国に比べて高いとの指摘があり（東京都における資本金 1 億円超の法人の場合 35.64%、スウェーデン 22.0%、米国 CA 州 40.75%、ドイツ 29.59%、オランダ 25.0%）、このことが日本企業の海外進出による国内産業の空洞化や外国企業の日本への投資の阻害要因につながっているとの主張から、法人実効税率の引下げが議論されている。
- ・ さらに、本年 1 月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、安倍総理大臣が、「本年、さらなる法人税改革に着手する。」と発言し、6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（骨太の方針）にも法人減税が盛り込まれた。

[スウェーデン]

- ・ 国税である法人所得税率は、2008 年までは課税所得の 28.0%であったが、2009 年 1 月から 26.3%へ引き下げられた。さらに、2013 年からは現在の 22.0%へ引き下げられた。
- ・ 財務省では、1991 年の税制改革以降、税制改革の方針は課税ベースを拡大し、税率を引き下げるというものであり、課税の公平性の確保を目指している。今後も EU のトレンドに従いつつ、EU 内の平均を若干下回るレベルに設定していきたいとの考えを持っているようである。

[米 国]

- ・ 現在の連邦の法人所得税率は 35.0%（所得額に応じた累進性あり）であり、1993 年に 34.0%から引き上げられて以降、変更

はない。

- ・ 連邦の法人所得税に加え、州の法人所得税が課されるが、一部の州では州の法人所得税が課されない場合もある。また、一部の地方政府では、地方の法人所得税が課される場合がある。

[ドイツ]

- ・ 2000年までの改革により、国税の法人税率は大きく引き下げられてきたが、市町村税である営業税を加味すると、法人の税負担率は他のEU諸国と比較しても非常に高い水準にあった。
- ・ そこで、2008年の法人税改革では、法人税と営業税の合計の負担を30%以下に抑えることを目指し、法人税率が15.0%に引き下げられるとともに、営業税の基準税率が3.5%に引き下げられた。また、併せて、課税ベースの拡大を図った。
- ・ この2008年の法人税改革の目的は、①ドイツの企業立地の魅力を高めることで、企業の租税操作への対抗、②資本会社・人的会社等の企業形態の違いによる負担の中立性の確保、③市町村税収の安定化と課税の透明性の向上、④個人資産の資本所得課税改革である。

[オランダ]

- ・ 2001年に35.0%であった国税の法人税率は、2000年代半ばに徐々に引き下げられてきたが、他のEU諸国と比較して、法人税改革は遅れ気味であった。
- ・ 2007年に実施された法人税改革では、税率を25.5%に引き下げ、併せて課税ベースの拡大、一定所得までの軽減税率の導入も行った。さらに2011年には、現在の25.0%へ引き下げられた。

2 租税以外の負担

① 法定福利費（社会保険料の事業主負担）

[日本]

- ・ 我が国の社会保険制度は、医療保険、年金保険、労働保険

(労災保険・雇用保険)、介護保険、の四つに分類される。社会保険の財源のうち保険料が6割以上を占めており、被用者保険では、原則として被用者のみならず使用者も保険料を負担する。

- ・ 2014年における医療、年金、労働、介護の各社会保険料率の合計（事業主負担率）は15.912%であり、少子・高齢化の進行の影響等により上昇傾向にある。

[スウェーデン]

- ・ 社会保障制度は、社会保険、医療・保健サービス、福祉サービス（高齢者、障害者）、失業保険・労働市場政策、の四つの部門に分かれている。
- ・ 社会保険の保険料率の合計（事業主負担率）は31.42%である。被用者が拠出するのは老齢年金保険料の7.0%のみであるが、同額が税額控除の対象となるため、実質的な負担はゼロとなる。
- ・ 社会保険制度は、職域の別なくスウェーデンに居住する全住民に適用される。

[米 国]

- ・ 社会保障制度は、社会保険、医療保険、公的扶助、特定職域、の四つに分類される。米国では、伝統的に「自己責任・自助」を重視し、失業保険や労働者補償など産業原因による一時的なリスクに備えるのが社会保険の役割と考えられてきた。このため、一般国民をカバーする公的医療保険は存在しない。
- ・ 被用者に対する公的な医療保険や介護保険が存在しないため、総保険料率は23.89%である。しかし、雇用保険や労災保険の使用者の負担の高さから、事業主負担率は16.24%となっている。
- ・ なお、使用者による被用者にかかる負担額（民間産業労働者・2010年）を1時間当たりで見ると、総額は27.75ドル（約2,436円：1ドル=87.79円）であり、うち賃金俸給が19.64ドルと最も高い割合（全負担の70.8%）を占めている。メディケア、連邦失業保険税、州失業保険税、労働者補償等のいわゆる

社会保障・労働関係の公的負担（法定拠出）合計額は 2.28 ドル、保険（生命保険・健康保険等）の負担合計額が 2.22 ドル、有給休暇に伴う負担額が 1.89 ドルとなっている。

[ドイツ]

- ・ 社会保険制度は、年金保険、失業保険、健康保険、介護保険、労災保険、の五つに分類される。使用者及び被用者の社会保険料率の合計は、2000 年代半ばまでは 40%を超えていたが、近年は 30%台に抑制されている。
- ・ 雇用に対する企業負担の大きさが雇用の促進を妨げ、失業率上昇の一因となるとの認識から、近年、社会保険料率の引下げをはじめ、保険料負担の急激な上昇の回避、給付水準の抑制、受給開始年齢の引上げ等により使用者負担の抑制に努めている。また、医療改革の際には、保険原則に馴染まない給付に対して連邦負担を導入した。

[オランダ]

- ・ 社会保障制度は、国民保険と被用者保険の二種類の社会保険で構成される。
- ・ 国民保険は、一般老齢年金法、一般遺族補償法、特別医療費保険法に基づき、老齢年金・遺族年金の支給をはじめ、1年以上の長期入院や介護等に対する給付を行うもので、個人全員を対象としている。使用者の負担がなく、被用者の負担のみであり、その保険料率の合計は 31.15%である。一方で、短期治療をカバーする短期医療保険は、民間保険会社によって提供されており、全てのオランダ在住者は加入が義務付けられている。
- ・ 被用者保険は、障害及び失業に対する給付を行うもので、被用者のみを対象とする。こちらは使用者と被用者が共同で保険料を負担し、その保険料合計の事業主負担率は、18.81%である。

② 法定外福利費

[日 本]

- ・ 一般社団法人日本経済団体連合会の「2012 年度福利厚生費調査結果報告」によれば、我が国の法定外福利費は減少傾向が続いている。その中で、住宅ローンの利子補給等の「持家援助」、医療・健康の「ヘルスケアサポート」、文化・体育・レクリエーションの「活動への補助」などの費用は増加している。

[スウェーデン]

- ・ 法定外福利として認識されている主要なものは、通勤用車両の貸与やスポーツジム会費の負担等である。スポーツジム会費については、従業員の健康の維持・増進が疾病手当の企業負担低減につながることによる。
- ・ ただし、国内では給与と認識されているが、国際的に法定外福利とみなされているものとして、給付の上乗せ（疾病給付や育児手当に対する法定分を上回る増額負担）がある。
- ・ 法定外福利費は増加傾向にあり、特に優秀な人材確保が求められている技術者等のホワイトカラー層を中心に、両親手当の法定負担分を超える拡充に対する要望が高い。

[米 国]

- ・ 前述のように、米国には、一般国民をカバーする公的医療保険が存在せず、対象が高齢者や低所得者等に限定された「メディケア（高齢者向け・約 4,700 万人が加入：2010 年）」と「メディケイド（低所得者向け・約 5,000 万人が加入：2009 年）」があるのみである。
- ・ これらでカバーされない多くの被用者は、使用者の提供する任意の民間医療保険による医療サービスを受けるか、さらに自助努力の一環として民間医療保険を購入している。この使用者の提供する民間医療保険の負担が法定外福利費の中では大きな割合を占めている。ただし、使用者の提供が義務付けられてお

らず、これを提供していない中小企業も多い。このため、使用者の提供する民間医療保険の被保険者割合は、約 55%（2011 年）にとどまっている。

- ・ 米国の特質として、多くの企業がその利益の一部を慈善活動に用いており、チャリティを負担とは捉えていないようである。

[ドイツ]

- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構の「データブック国際労働比較（2013 年版）」（以下、「国際労働比較」という。）によれば、労働費用に占める法定外福利費の割合は 6.5%と、調査対象国の中では日本に次ぐ低い水準であった。企業が法定外福利費としてどのような負担をしているのかは判明しなかった。

[オランダ]

- ・ 前述の「国際労働比較」によれば、労働費用に占める法定外福利費の割合は 12.1%と、調査対象国の中では最も高い。その中で特徴的なものとして、社用車のリースが挙げられる。これは、幹部職員にとって、会社から自動車を支給されることが一つのステータスの意味合いを帯びているというものである。
- ・ 法定外福利に対する企業負担については、企業ごとの個別交渉領域である。

3 まとめ

- ・ OECD による各国の税収全体に占める企業の所得課税の割合は、日本が 11.8%、スウェーデンが 7.3%、米国が 9.4%、ドイツが 4.7%、オランダが 5.4%（各国とも 2011 年）と、調査対象国と比較すると、我が国は高い水準であった。同じく OECD による、同年における企業の所得課税と社会保険料事業主負担合計の対 GDP 比は、日本が 8.8%、スウェーデンが 10.7%、米国が 5.4%、ドイツが 8.4%、オランダが 7.2%と、我が国はスウェーデンに次いで高い水準であった。

- 当調査会の推計では、国税・地方税収（所得課税、消費課税、資産課税の合計）に占める企業課税及び社会保険料収入に占める事業主負担分の合計負担割合は、日本が 49.3%、スウェーデンが 47.4%、米国が 37.4%、ドイツが 50.0%、オランダが 49.9%（スウェーデンは 2010 年、他は 2011 年）と、調査年次は相前後するものの、我が国は EU 諸国とほぼ同水準であった。EU 諸国及び日本の付加価値税（日本は消費税及び地方消費税）を最終消費者に転嫁されるものとみなして企業負担に含めずに推計すると、日本が 44.1%、スウェーデンが 37.8%、米国が 37.4%、ドイツが 38.4%、オランダが 40.5%と、我が国は高い水準であった。
- 同様に、当調査会の推計では、企業の負担する国税・地方税、社会保険料の合計額を各国の対 GDP 比で見ると、日本が 14.2%、スウェーデンが 22.5%、米国が 7.9%、ドイツが 16.6%、オランダが 18.7%（スウェーデンは 2010 年、他は 2011 年）と、調査年次は相前後するものの、法人実効税率が高いとされる日本（35.64%・東京都）と米国（40.75%・CA 州）が低い水準であり、EU 諸国が高い水準であった。EU 諸国及び日本の付加価値税（日本は消費税及び地方消費税）を最終消費者に転嫁されるものとみなして企業負担に含めずに推計すると、日本が 12.7%、スウェーデンが 17.9%、米国が 7.9%、ドイツが 12.8%、オランダが 15.1%と、付加価値税率が高いとされるスウェーデン（標準税率 25%）とオランダ（標準税率 21%）は、付加価値税を除外しても高い水準であった。
- 「国際労働比較」によれば、労働コストに占める法定福利費の構成比は、日本が 11.1%、スウェーデンが 21.2%、米国が 8.3%、ドイツが 14.8%、オランダが 9.3%（日本は 2011 年、米国は 2012 年、他は 2008 年）と、調査年次は相前後するものの、国によってばらつきが見られた。

- ・ 他方、同じ調査による法定外福利費の構成比は、日本が 2.4%、スウェーデンが 8.9%、米国が 10.4%、ドイツが 6.5%、オランダが 12.1%と、調査年次は相前後するものの、労働コストの構成比からみる限り、我が国の法定外福利費は低い水準であった。
- ・ なお、同じ調査によるそれ以外の費目では、我が国は EU 諸国で著しく割合の低い「退職金等の費用」の構成比が 6.2%と突出して高かった（スウェーデン 0.0%、米国 3.9%、ドイツ 0.3%）。

[公的負担に対する企業側の意見]

- ・ 各国の調査に当たり、現地の政府機関や経済団体等から企業側の意見や要望等の聞き取りを行った。以下では、主なものを紹介する。
- ・ スウェーデンでは、税負担に関し「財務省の方針が、法人税制改革は今後も課税ベースの拡大と税率引下げにより対処し、EU 平均の税率水準を若干下回るレベルを目途とすることに対し、企業側も賛同している」、「個人所得税が高いため、優秀な技術者が国内から流出することを懸念する」、社会保険料負担に関し「使途の特定された税と認識している」、法定外福利費に関し「両親手当の増額負担に対する従業員の要望は高く、また、優秀な人材を確保する目的として、賃金と同様に労働コストの一部として位置付けている」などの意見があった。
- ・ 米国では、税負担に関し「企業の立地選定で最も重視するのは人材の質であり、税負担の重要度は中程度である」、各種規制に関し「都市計画・環境保全上の規制、雇用・賃金の規制など、連邦で定めた規制を超える地方政府の上乗せ規制等について負担感を持っている」などの意見があった。
- ・ ドイツでは、企業負担全般に関し「ドイツ企業が国際的に競争できるレベルに公的負担を抑制すべきである」、近年の法人税改革に関し「改革の効果は企業によって異なり、税率引下げが

負担減にならないこともあるが、国際競争力を維持できる構造にする、という姿勢を政権が示したことを評価する」、社会保障制度改革に関し「医療保険料の雇用者負担を抑え、被用者負担を増やす方向の改革により、健康維持コストと企業業績の連結をある程度切り離すことができた」、「社会保障負担の増加をこの先ずっと被用者だけに負わせることはできないだろう。被用者負担を増やせば、賃金の上昇圧力になるからである」などの意見があった。

- ・ オランダでは、企業負担全般に関し「労務費が高すぎるため、所得税や社会保険料の負担を下げしてほしい」、税制度に関し「資本参加免税制度によって子会社から配当が免税となることと事前税務裁定制度（ATR（Advanced Tax Ruling））が、オランダに立地を決める理由となっている」などの意見があった。

Ⅲ 各国における企業をサポートする行政サービス・支援策

1 企業に対する支援策の具体例

以下では、各国で実施している企業に対する支援策を具体的にみていく。「企業を対象とする租税支出」は、租税負担の軽減措置であり、企業の税引き後利益を増加させることから、ここで取り上げることとした。また、「職業訓練・従業員教育支援」や「子育て支援」は、従業者個人に対する支援とする例もあるが、その場合でも、従業者のスキルアップや人材開発、働きやすい環境整備等が企業の成長・発展、労働市場の質の向上に寄与するものと考え、企業側のニーズも高いことから、ここで取り上げることとした。

① 企業を対象とする租税支出

[日本]

- ・ 研究開発や設備投資等の特定の企業行動の促進、中小企業の支

援等を目的とする政策減税（租税特別措置）による法人税（国税）の減収額は1兆円に上り、申告件数の約3分の1が租税特別措置の適用を受けている。法人税と課税標準を同じくする部分については法人住民税にも影響するほか、道府県税である法人事業税で独自の減免措置（東京都の中小企業向け省エネ促進税制等）を講じている例がある。

[スウェーデン]

- ・ 法人税制上の優遇措置が少ないため、課税所得侵食は小さく、納税企業も多い。中小企業に対する優遇税制はほとんどなく（法人所得税率は大企業と同一）、付加価値税の免税点もないため、負担の公平性が保たれている。
- ・ 現在、新たな研究開発税制が検討されている。現行の研究開発税制は、研究開発費用を所得から控除することが認められているものの、税額控除までは認められていない。

[米 国]

- ・ 連邦の法人所得税には、研究開発控除、減価償却、繰越欠損金等の優遇措置がある。
- ・ CA 州でも、州法人所得税につき、研究開発控除、減価償却、繰越欠損金等の優遇措置がある。また、2014 年からは、売上税の免除制度を州全域に拡大し、製造業とバイオテクノロジー研究開発設備等の購入に対する売上税を免除することとした。その際、売上税の免除のほか、雇用税額控除、競争的税額控除についても、対象の拡充や条件の緩和が図られた。
- ・ MI 州では、州法人所得税の優遇措置は、小規模事業税額控除のみである。
- ・ 米国では、企業に対する金銭的な支援策の大半は優遇税制によるものである。

[ドイツ]

- ・ 税の立法権は連邦にあり、州には立法権がないため、州レベ

ルでの独自の優遇税制は存在しない。研究開発税制もなく、税制上のインセンティブよりも補助金等による直接助成に重点を置いている。

- ・ 産業政策は、それを所管する政策当局がその効果や対応について最も把握しており、税務当局がそれを判断することが適当とはいえないとの考え方もある。
- ・ 租税支出の対 GDP 比は 0.7%程度と国際的にも低い水準にある。連邦・州ともに企業支援策は、税制を活用するのではなく、インフラの整備、補助金・助成金、情報提供、ビジネスパートナーの紹介等の形態をとることが多い。

[オランダ]

- ・ 合名会社や合資会社の構成員であるジェネラルパートナーについて、国税庁が起業家として認定すれば、個人の所得であっても、起業家税額控除や投資税額控除等あらゆる税額控除を受けることができる。
- ・ また、国税である所得税及び法人税を支払う企業を対象とする「環境対策関連投資のための税額控除制度」、所有株式や持分から生じた配当・譲渡益等の所得について法人税を免除する「資本参加免税制度」、独自に開発された無形資産から生じた純利益について法人税を軽減する「イノベーションボックス制度」などの優遇税制があり、企業を対象とする優遇税制は近年増加している。

② 企業への補助金・助成金、融資制度

[日本]

- ・ 国は、ものづくり、商店街活性化、創業支援等に要した費用の全部又は一部を補助し、中小企業や小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）に対する支援事業を行っている。都道府県や市町村も、中小企業等を支援するための助成金支給事業（東

京都中小企業振興公社の創業助成、新製品・新技術開発助成等)を行っている。

- ・ また、日本政策金融公庫による、中小企業等への資金繰り支援の制度や中小企業等の経営力強化を図るための創業・経営多角化事業に対する低利融資制度がある。都道府県や市町村も、中小企業等を支援するための融資を行っている。

[スウェーデン]

- ・ EU 諸国では、国や地方からの企業に対する補助金については、「欧州連合の機能に関する条約 106~109 条」によって禁じられている。補助金は特定の部門や特定の地域の企業を有利にし、競争を歪めるおそれがあるためである。ただし、企業規模、部門、地域に限らず一般的に適用される補助金はこの条約の対象外である。
- ・ このため、スウェーデンにおいては、企業支援のために補助金は使われていないが、政治的な課題解決（地域不均衡の緩和等）のために、構造補助金や過渡的補助金等が支出されることがある。
- ・ 地方自治体レベルにおいても、企業支援は非金銭的サポート（情報提供、ビジネス関連規制の緩和等）が中心となる。

[米 国]

- ・ 連邦では、輸出開始・運転資金融資、設備投資融資、海外の買い手に対する融資、投資プロジェクト融資等、主として企業の海外進出支援のための融資を行っている。

[ドイツ]

- ・ 2013 年における連邦の補助金の約 54%は産業向け補助金（特に、エネルギー集約的企業に対して、エネルギー価格上昇を補填するための補助が増加）であり、約 12%が輸送セクター向け補助金（海運や鉄道網の整備に対する補助）である。
- ・ また、研究開発プロジェクトの公的助成は、補助金や低金利

ローン又は資本参加の形式で提供される。大半は連邦政府によるものであるが、各州も独自の研究開発助成金プログラムを提供している。

[オランダ]

- ・ 企業に直接助成金を提供する制度として、経済基盤が脆弱な地域への直接投資及び進出に対する「地方投資助成金」、特定地域や失業者への雇用を創出するための各地方自治体による「雇用助成金」がある。
- ・ また、オランダ企業庁は、企業による途上国支援や新興市場における持続可能な民間セクターの開発に貢献する活動等に対し、各種補助金・助成金を提供している。

③ 職業訓練・従業員教育支援

[日本]

- ・ 求職や転職を希望する者に対する公共の職業訓練は、国及び都道府県が実施している。実施する職業訓練には、民間教育訓練機関等に委託して実施する委託訓練もある。
- ・ 主に中小企業等の従業員を対象としたスキルアップ支援には、国が行うものとして、訓練を行った雇用者に対する助成（訓練実施期間中の賃金の一部助成等）がある。都道府県が行うものとしては、講習会や知事の認定を受けた職業訓練を実施している中小企業主等に対し、訓練運営経費等の一部補助がある。

[スウェーデン]

- ・ 国（雇用庁）が実施する積極的労働市場政策として、解雇された労働者を再度労働市場に送り出す政策がある。「同一労働・同一賃金」の原則により、生産性の低い企業が労働コストを賄いきれず、企業から解雇され職を失った労働者に対し、職業訓練や職業紹介によって生産性の高い企業へと移動を促し、完全雇用を維持することを目的としている。

- ・ 長期失業者を雇う民間企業に対して、従業員の労働コストの一部を国が負担している。

[米 国]

- ・ 「労働力投資法 (WIA (Workforce Investment Act))」は、職業訓練政策に関する法律であり、過去の職業訓練政策の効果を踏まえて、求職支援プログラムが拡充される一方で、職業訓練は支援の最後の手段として位置付けられている。
- ・ WIA はサービス供給の合理化と地域を超えた情報の蓄積が政策目的に含まれているが、これらを担うのが地域ごとに設置されたワンストップキャリアセンターである。これは、全米に約 2,800 箇所あり、労働者と事業主に対して、職業能力開発に関わる一貫したサービスを提供するほか、多くのサービスを無料で提供している。求職者は求人情報を得ることができ、また、キャリア開発プログラムの機会を得ることもできる。

[ドイツ]

- ・ 雇用助成金は、既に事業活動を開始した会社をも含めた投資活動に対する助成措置であり、①従業員リクルートのサポート、②雇用前に行われる適性・資格取得のトレーニング、③賃金補助、④職場でのトレーニング、の四種類の助成プログラムを提供する。①～③は連邦政府が、④は州政府が主体となる。

[オランダ]

- ・ 職業教育訓練は、初期職業教育訓練（主に就学年齢層を対象とし、学校教育の一環として行われる）と継続職業教育訓練（職業生活に入った層を対象として行われ、技能向上訓練や離職者訓練等が該当する）の二段階に分類される。政策の枠組みづくりは国が行い、学校教育としての職業・技術訓練は地方自治体が実施する。なお、地方自治体では、企業の人材ニーズに合わせて職業訓練学校のカリキュラムをカスタマイズする場合がある。

- ・ 求職者支援については、1994年のコック政権発足後、就労を重視した改革が展開され、就労支援の多くが民間委託されるようになった。

④ 企業誘致施策

[日本]

- ・ 国は、グローバル企業が我が国で新たに行う研究開発事業等に対して法人税等の所得控除、初期投資費用の一部補助、高度な能力・資質を有する外国人受入れ促進のための出入国管理上の優遇措置等を講じている。地方自治体では、新たに工場等を賃借する企業への賃借料補助や立地促進融資制度等を展開しているところもある。
- ・ また、企業誘致施策の一つとして特区制度がある。「総合特区」は、地域の発意に基づき国が特区を指定し、区域限定で規制の特例措置を講じるとともに財政・金融上の支援を行うものであり、「国家戦略特区」は、国・地方・民間が一体となってプロジェクトを形成し、国主導の大胆な規制改革等によりその実現を図るものである。

[スウェーデン]

- ・ 企業誘致を促進するために、地方自治体では特に次の五点に力を入れている。①より良い規制の形成、②企業ニーズに応じた自治体職員の能力開発、③地方自治体におけるビジネス環境の診断、④地方自治体と企業との接点強化のための自治体職員研修、⑤地域経済開発ネットワークの形成、である。
- ・ 地方自治体には企業からの税収がないにもかかわらず、企業誘致・企業支援に取り組むのは、「企業の立地により雇用が促進され、従業員が所得を得て地方自治体に所得税収が生まれる。また従業員が地元で消費を行うことにつながる。企業支援策とは雇用者への支援と捉えることができる」ためである。

[米 国]

- ・ 連邦政府が企業誘致を行うことはほとんどなく、州及び地方政府が中心となって実施している。米国では州間での企業誘致競争が激しく、多くの場合、各州はそれぞれ競争関係にある。
- ・ 州及び地方政府が企業誘致に取り組む目的は、主に地域における雇用の確保・創出や経済・産業の活性化である。具体的な企業誘致施策としては、用地提供・整備、道路等のインフラ整備、税制優遇、雇用支援・職業訓練といったインセンティブの付与、各種の情報提供やコンサルティングサービスの提供等である。
- ・ MI 州の「ルネッサンス・ゾーン」は、企業誘致や既存企業の引き留めを行うために、各産業の強化や企業支援を目的に税額控除等の支援を提供するものである。

[ドイツ]

- ・ 投資初期段階における連邦の企業誘致施策（企業立地環境整備施策）には、投資補助金の交付がある。これは、製造業とサービス業分野における投資に対して交付されるものである。そのほかに、低利子ローン、公的保証（最終不足額補填保証）等の支援メニューがある。
- ・ ドイツでは、営業税を有している市町村の方が、営業税率を引き下げることによって企業誘致を進めやすいとの指摘がある。

[オランダ]

- ・ オランダに進出する企業にとっては、他の EU 諸国へのアクセスの良さという立地環境がその魅力の一つとなっている。
- ・ 企業誘致に当たっては、オランダ経済省企業誘致局がワンストップの窓口として、情報提供やコンサルティング等のサービスを提供している。州ごとに企業支援策・優遇策を担う機関はない。
- ・ 地方自治体では、企業立地のための敷地確保のサポート、企

業から交通網を改善してほしいとの要望が寄せられた場合にはバスの運行頻度を増やす、等の取組も行っている。企業がオランダに進出した後にも、継続してサポートが提供されている。

⑤ 子育て支援・その他の支援

[日本]

- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む法人に対して支給される助成金として、国の「両立支援等助成金」がある。これは、事業所内保育施設の設置・増設・運営、育児のための短時間勤務制度の整備・利用、育児休業取得者の原職復帰及び仕事と家庭の両立に関する研修実施等、助成範囲は幅広いものとなっている。
- ・ 東京都では、中小企業等に対して、仕事と家庭の両立を図るため、在宅勤務やモバイル勤務といった多様な勤務形態の実現等、ワーク・ライフ・バランスの推進に係る経費の助成制度を実施している。

[スウェーデン]

- ・ 育児期間中の個人に対する経済的支援策として、労働法制上の育児休業制度及び育児休業期間中の所得保障を行う両親保険制度がある。
- ・ 国が行うその他の企業支援策としては、成長政策分析庁による技術革新分野における国の政策の分析・評価、零細企業へのアドバイス、企業に関する統計情報の整備による企業経営への支援等を行っている。
- ・ 国として、特に、環境、IT、医薬分野の研究開発には力を入れており、産学の連携プロジェクトに公的プログラム資金を配分することがある。
- ・ 地方自治体の企業支援策としては、ビジネス環境診断、地方自治体と企業との接点強化のための自治体職員研修、地域経済開発ネットワークの形成等を行っている。

- ・ また、国内へ高度専門的人材を呼び込むため、外国人要職者の雇用に関する個人所得税等の優遇措置がある。これは、企業役員、専門家、研究者等の重要な職務に就く外国人を雇用する場合、個人所得税と社会保険料は所得の 75%のみに対して課されるというものである。社会保険料の使用者負担もその分軽減されることになる。

[米 国]

- ・ 企業を対象とする子育て支援策の有無は判明しなかった。
- ・ その他の支援策としては、企業の海外進出支援がある。連邦では、米国商業サービスなどが、貿易相談、市場調査、ビジネス・マッチング等の支援を提供している。CA 州では、国際貿易開発センターが、輸出に関するオンライン講座などの支援プログラムを無料もしくは低料金で提供している。MI 州では、主にミシガン経済開発公社が、海外市場の調査、ウェブサイトやマーケティング資料の翻訳サービス等を提供している。

[ドイツ]

- ・ 公的サポートでは、仕事と子育ての両立支援が遅れており、特に保育所の整備が不十分である。企業側も行政に対し、子育て支援策の充実を求めている。そこで、大企業では自衛策として、公的保育所に対して資金の支援を行う代わりに、従業員の子どもを優先的に受け入れてもらえるようにする取組も見られる。

[オランダ]

- ・ 近年、従業員に対する仕事と育児の両立支援策が拡充されている。2005 年には従前は保育サービスの供給側に行われていた補助を需要側（利用者）に対する補助へと変更し、2006 年には休暇中の所得を賄うためのライフコース貯蓄制度を施行し、2009 年には育児休業制度を拡充した。
- ・ その他の企業支援策としては、海外進出支援がある。オラン

ダ企業庁は、「Ⅲ－１－②」で述べた財務サポートの提供のほか、海外市場におけるオランダ企業の国際的プレゼンスの促進、新興市場における民間セクター開発の支援を目的に、重要な情報やサービスの提供を行っている。NBSO（Netherlands Business Support Office）は、オランダ企業の海外進出支援を実施する機関であり、当該国政府とも良好な関係を築いている。ポータルサイトは、グローバルな課題に対するオランダの革新的かつ持続可能な解決策に関する情報を提供するウェブサイトである。

2 まとめ

- ・ 「企業を対象とする租税支出」について、我が国では、法人税の政策減税（租税特別措置）のほか、地方税でも独自の軽減措置を講じている。スウェーデンでは、法人税制上の優遇措置は少なく、課税の公平性が保たれている。米国では、連邦及び州の法人所得税で研究開発控除等の優遇措置を講じている。ドイツでは、租税支出が国際的にも低い水準にあり、優遇税制よりも直接助成に重点を置いている。オランダでは、資本参加免税制度やイノベーションボックス制度などの法人税の軽減措置を講じている。
- ・ 「企業への補助金・助成金、融資制度」について、我が国では、国及び地方自治体が中小企業等支援のための費用補助や助成金の支給、低利融資制度等を講じている。スウェーデンでは、企業支援のための補助金は使われていない。米国では、連邦が企業の海外進出支援のための融資を行っている。ドイツでは、主として連邦が各産業向けの補助金や研究開発プロジェクトに補助金を提供している。オランダでは、途上国や新興市場を支援する企業に対し、各種補助金・助成金を提供している。
- ・ 「職業訓練・従業員教育支援」について、我が国では、国及び都道府県が職業訓練を実施するほか、訓練を行った雇用者に

対する訓練運営経費の補助を行っている。スウェーデンでは、解雇された労働者に対する職業訓練や職業紹介などの積極的労働市場政策を実施している。米国では、WIAに基づき職業能力開発に関わる様々なサービスを提供している。ドイツでは、連邦及び州による雇用助成プログラムを提供している。オランダでは、地方自治体が学校教育としての職業・技術訓練を実施している。

- ・ 「企業誘致施策」について、我が国では、国及び地方自治体が様々な施策を展開し、特区制度なども活用して企業誘致を行っている。スウェーデンでは、企業からの税収がない地方自治体が、企業支援を雇用者支援と捉えて積極的に取り組んでいる。米国では、州及び地方政府が企業誘致施策に取り組み、州間の企業誘致競争が激しい。ドイツでは、連邦が投資補助金の交付等により企業立地の環境整備施策に取り組んでおり、市町村でも企業誘致を目的に営業税率を引き下げる自治体がある。オランダでは、その立地環境の良さから国際企業の海外拠点が多く立地し、同国に進出後も地方機関が継続して企業へのサポートを提供している。
- ・ 「子育て支援」について、我が国では、国及び地方自治体が、仕事と家庭の両立支援のための助成制度を講じている。スウェーデンでは、両親保険等、育児期間中の経済的支援策を講じている。米国の子育て支援策は判明せず、ドイツでは、仕事と子育ての両立支援が遅れている。オランダでは近年、各種の子育て支援策が拡充されている。

[企業をサポートする行政サービスに対する企業側の意見]

- ・ 各国の調査に当たり、現地の政府機関や経済団体等から企業側の意見や要望等の聞き取りを行った。以下では、主なものを紹介する。

- スウェーデンでは、公的部門に対し「ビジネスにとってより良い環境や迅速なサービスを要望する」、地方自治体に対し「コーディネーター役やインフラ整備を期待する」、税制改革に関し「研究開発投資についての税控除は、大企業では大規模に研究開発をやっているが、投資控除よりも、問題は優秀な研究者の確保である。優秀な研究者に対する所得税軽減の方が研究開発促進のための政策としては重要である」、雇用に関し「雇用保護法により雇用が守られ過ぎであり、解雇順序が“Last in, First out”になっていて、能力主義でないことに不自由さを感じる」、「専門職や高度技能人材を求める企業にとっては、公的職業斡旋所がニーズに合った人材の育成や供給ができていないことが不満である」などの意見があった。
- 米国では、企業が重視するものとして「優秀な人材の確保、市場としての魅力、規制の少なさ、立地コスト・運営コストの低さを重視する。特に重視するのは優秀な人材の確保である」、「CA州では、技術力を持った質の高い労働力を得やすい」、「サンフランシスコ市は、市場や人材の良さなど、市場自体に魅力を感じる」など、政府の支援よりも人材確保や市場としての魅力を重視する意見が多かった。
- ドイツでは、公的部門に対し「高い労働力を確保するための政策を打ち出してほしい」、「交通等のインフラ整備が一部で不足している。大学等の高等教育での人材育成にも課題を残している」、企業が重視するものとして「企業が立地選択の際に重視するのは、既存の産業集積（パートナーを組むことのできる企業、大学、研究機関等の集積）、専門的技術人材の存在（職業学校と企業の連携によるデュアルシステムの存在）、子育て世帯が働きやすくなるよう保育所や教育・文化施設等の生活環境の整備等である」、「企業優遇税制は立地を選択する直接的な決定要因とはならないが、行政サイドの姿勢やメッセージを表す間接

的な要因として機能している」、子育て支援に関し「仕事と子育ての両立支援の公的サポートが遅れている。特に保育所の整備が不十分である」、「仕事と家庭の両立については、特に女性労働者への対応が重要である」などの意見があった。

- ・ オランダでは、地方自治体に対し「インフラの充実、土地の確保、熟練人材の確保等を要望する」、「居住地としての魅力、住居の確保、インターナショナルスクールの存在等、居住環境が企業立地にとって重要である」、「地元の機関がオランダに進出後も、外資系企業を回って御用聞きをしてくれ、非常に面倒見が良い」などの意見があった。

IV 各国の諸制度に関する考察

1 制度を支える各国の特質

[スウェーデン]

- ・ 雇用を軸とした公的負担の制度設計が整備され、受益と負担との関係の明確化を重視し、高福祉を支える（受益を得る）ためには応分の負担を負うべきだとする考え方が浸透している。
- ・ クリーンで民主的な政治システム、税制度の簡素・公平性の重視、家族主義の強さなどが諸制度の下支えとなっている。

[米 国]

- ・ 伝統的に、政府は原則として個人の生活に干渉しない「自己責任・自助」が重視され、このことが制度のあり方にも影響している。一般国民をカバーする公的医療保険の不存在は「自己責任・自助」の表れといえる。また、多くの企業が利益の一部を慈善活動に用い、チャリティを負担と捉えていないことも米国の特質の一つである。
- ・ 各州の積極的な企業誘致は、雇用の確保・創出や経済・産業の活性化が主目的であり、企業に対する直接的な受益と負担との関係を重視していない。企業側も立地に当たっては、政府の

支援よりも、人材の質や市場としての魅力を重視している。

[ドイツ]

- ・ 社会保険制度発祥の国であり、近年も大規模な法人税制改革及び社会保障制度改革が実施されている。背景には 2000 年頃に失業率の上昇が止まらず、雇用確保のために法人税率や社会保険料率の引下げをせざるを得ないという事情があったものの、法人税制改革はドイツ経済の国際競争力を強化するとともに、税の公平性や透明性の確保を重視するものであった。
- ・ 地方財政では、サービスを提供するための費用と負担は等しくあるべきとの考えが広く受け入れられている。
- ・ 特に旧西ドイツでは「男性は外で仕事、女性は子どもができたら家庭」という伝統的意識が強く、女性の就労率の高まりにもかかわらず、保育所整備などの施策対応が遅れている。

[オランダ]

- ・ 多くの企業がオランダにヘッドクォーターを置き、経済活動のハブとして知識産業が集積し、様々なエキスパートが世界中から集まっている。
- ・ 企業が立地を決定する際も、事業を継続していくにも、企業が事業活動しやすい環境づくりに行政側が配慮しており、相互の信頼関係が重視されている。税務上の諸制度は、全ての企業に同様の解釈が適用され、公平性が確保されている。また、外国企業がオランダに進出後も地元の機関がフォローするなど、外国企業を大事にする風土があり、企業の個別要望に応じた非金銭的な支援策を継続的に提供している。
- ・ 行政と企業との距離が近く、相互に理解し合うという観点から行政サービスが提供され、企業はそれに必要な財源を賄うために応分の負担を負っている。

2 各国の特徴的な制度

「IV-1」で述べたように、それぞれの国における国民の意識や価値観、制度を支える理念や歴史的・文化的背景が異なるため、制度として示唆に富むものであっても、直ちに我が国で採用できるわけではないが、以下では、「租税の公平性の確保」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「社会保障関係費の抑制」、「雇用対策」、「経済活動や産業の活性化」など、我が国において対応が必要な政策目的別に、参考となる各国の特徴的な制度を紹介する。

[租税の公平性の確保]

- ・ 租税の公平性を確保するための制度として、スウェーデンの『付加価値税』、『タックス・ギャップ対策』、オランダの『水平的モニタリング』などの参考となる制度を紹介する。
- ・ 『付加価値税』（スウェーデン）

ほとんどの商品やサービスに課税されるが、医療や社会サービス、保険サービス等には課税されない。中小企業や売上高が一定以下の場合にも免税点は存在しない。我が国の消費税に関し、益税の発生が企業に対する補助金的役割を有するとの批判があるが、そのような不公平感を解消し得る制度設計といえる。
- ・ 『タックス・ギャップ対策』（スウェーデン）

無申告、過少申告、過少納付から生ずる本来収受すべき税収と実際に収受している税収との差額を解消する取組をいう。このギャップは、かつて国際取引や不正労働等を原因に発生しており、2005年には1,330億クローナ（GDPの約5%に相当）に上った。そこで、特に課税漏れが大きい小売業に対し、2010年よりキャッシュ・レジスター制度を導入し、国税庁が売上げを把握する仕組みをとった。さらには、各国の税務当局と協力しタックスヘイブン諸国との間で租税協定の締結を進めるなどの取組強化にも努めている。我が国でも適正・公平な課税により、

国民の信頼を確保するために参考となる制度である。

- ・ 『水平的モニタリング』（オランダ）

過去に遡ってチェックする税務調査（垂直的モニタリング）ではなく、現在進行形の税務監督形態であり、企業と税務当局相互間の信頼や理解、透明性を基礎とする。企業は税務署とコンプライアンス契約を締結し、自社の内部統制の有効性を示すことと、相互の情報交換が義務付けられる。税務状況の迅速な把握や徴税に伴う行政負担軽減等のメリットがある。行政と企業の距離が近いオランダならではの制度といえる。

[ワーク・ライフ・バランスの推進]

- ・ 我が国では、急速な少子・高齢化の進行への対応の一つとして、仕事と子育ての両立や女性の就労拡大等、ワーク・ライフ・バランスの推進が課題となっている。ここでは、スウェーデンの『両親手当』、スウェーデンやオランダの『同一労働・同一賃金の原則』などの参考となる制度を紹介する。

- ・ 『両親手当』（スウェーデン）

出生や養子縁組に際して育児休業した期間についての金銭給付をいう。480 日間のうち 390 日間までは従前所得の 80%相当額、残りの 90 日間については年収に関わりなく一律日額 180 クローナが支給される。多くの企業は法定分に上乘せし、給与として両親手当を支給している。この上乘せ分に対する従業員からの要望は高く、企業側も増額負担分は賃金と同様に労働コストの一部と位置付けている。『両親手当』は就労のインセンティブとなっており、働いていないと子どもを産み育てにくい社会構造が確立されている。我が国でも、仕事と子育ての両立、女性の就労拡大等の効果を期待できる制度といえる。

- ・ 『同一労働・同一賃金の原則』（スウェーデン・オランダ）

個別企業の利益と無関係に職種ごとに同一の賃金を支払う原

則であり、正規労働者・非正規労働者間、男女間の待遇格差を是正し、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与する制度といえる。生産性の高い企業は相対的に低い賃金で済み、投資余力ができ競争力も高まるなど、企業にとって有利に働く反面、多くの雇用を吸収しきれず失業者が増加するなどの弊害もある。生産性の低い企業は労働コストを賄いきれず、淘汰されやすくなる。経験豊富な熟練者と経験の少ない若年者との賃金差が小さいため、企業側は熟練者を好み、若年層の雇用が進まないといった課題もある。参考となる制度ではあるが、我が国の国民の価値観に馴染むとはいえない。

[社会保障関係費の抑制]

- ・ 我が国では、世界でも類を見ない急速な高齢化に伴い、年金や医療費負担の増大への対応が大きな課題となっている。各国も社会保障関係費の増大に対応するため、それぞれに工夫を施している。ここでは、ドイツの『リースター年金』、医療費の対GDP比が米国に次いで高いオランダで提案された『デッカープラン』などの参考となる制度を紹介する。
- ・ 『リースター年金』（ドイツ）

年金給付水準の引下げを補完する個人向けの私的年金をいい、2001年の年金改革で創設された。政府は従前、手取り賃金の70%の公的年金給付を保障するとしていたが、その後、2040年には50%まで引き下がると宣言した。この減少分を私的年金でカバーし、公的年金給付が代替されることを考慮している。本人の積立拠出金に加えて国の補助があり、税制の優遇措置もある。
- ・ 『デッカープラン』（オランダ）

1980年代に医療費抑制のため、入院治療費全体に総予算枠制を導入した。これにより、総医療費自体は低く抑えられてきた

反面、医療資源配分の非効率化や待機リストの拡大など、医療サービスの質の低下が問題となった。そこで、公平性を確保し効率的な運営を行うため、①医療・介護保険制度の統合、②保険者と医療サービス提供主体との自由契約、③社会保険料は所得比例保険料と定額保険料で賄う、④個人による保険者の自由選択、等の『デッカープラン』が提案された。

[雇用対策]

- ・ 我が国の完全失業率は、2013年平均で4.0%、2014年は3%台で推移しているが、非正規雇用の割合が雇用全体の3分の1以上を占めているなどの課題がある。ここでは、2005年には失業率が11%台であったが、近年は5%台に回復したドイツの『失業給付Ⅰ・Ⅱ』、『ハルツ改革』、『労働時間規制』などの参考となる制度を紹介する。

- ・ 『失業給付Ⅰ・Ⅱ』（ドイツ）

『失業給付Ⅰ』は、失業給付に加え、職業紹介、職業相談、起業支援策などの支援を実施するものである。給付期間は6か月から24か月間で、財源は労使折半の保険料であり、不足分は政府が負担する。月当たりの受給者数は約83万人（2011年）である。

他方、『失業給付Ⅱ』は、生計維持のために不可欠な最低生活水準を保障するための給付であり、給付期間の制限はない。働く能力があればよく、ワーキングプアも対象となる。実態は『失業給付Ⅱ』で食いつなぐ者が多い。『失業給付Ⅰ』と異なり、長期失業者への対応を労使折半の社会保険で賄うには限界があるため、財源は連邦及び地方自治体の一般財源を充てている。月当たりの受給者数は約462万人（2011年）に上る。

- ・ 『ハルツ改革』（ドイツ）

この改革前の財政及び労働市場はひっ迫した状況にあり、硬

直化した労働市場制度が労働コストと失業率の高止まりをもたらしたとの認識から行われた。職業安定所の改編、失業者に職業紹介する仕組みの導入、起業支援等の政策パッケージを盛り込んだ労働市場改革であり、改革には肯定的な評価が多い。

- ・ 『労働時間規制』（ドイツ）

ドイツの労働時間規制は強く、2008年の金融危機の際も柔軟な労働時間制度が効果的に作用した。「労働時間口座（実際の労働時間と標準労働時間との差を記録・管理し、調整するためのデータ）」の活用、「操業短縮手当（操業短縮に伴って低下した収入の一部を補償する措置）」等により、大量の失業者を出さずに景気回復につなげたといわれている。

[経済活動や産業の活性化]

- ・ 昨今、我が国への海外企業の投資の促進や海外企業の進出などにより、国際競争力を強化すべきとの議論がなされている。ここでは、オランダの投資促進税制である『資本参加免税制度』、同国の研究開発促進税制である『イノベーションボックス制度』、同国の外資誘致措置である『事前税務裁定制度（ATR）』、『事前価格合意（APA（Advanced Pricing Agreement））』、同国の人材確保のための税制である『30%ルーリング』などの参考となる制度を紹介する。

- ・ 『資本参加免税制度』（オランダ）

所有株式や持分から生じた配当・譲渡益等の所得について、法人税を免除する制度である。子会社が得た利益を親会社に分配する際に二重課税を回避することを目的とする。オランダ持株会社を通じて各国に投資することにより租税コストを軽減し、EU内での投資資金効率を高めるのに有用な制度である。

- ・ 『イノベーションボックス制度』（オランダ）

研究開発活動促進のための給与所得税に対する減税措置の認

定を受け、独自に開発された無形資産から生じた純利益に対し、法人税の実効税率が 5.0%（オランダの標準法人税率は 25.0%）となる制度をいう。

- ・ 『事前税務裁定制度（ATR）』（オランダ）

外資誘致のため、確実な税務状況を事前に把握することを目的とする制度である。税務当局との話合いにより、資本参加免税の適用可否など、国際的な企業組織に特有な税務上の取扱いを事前に合意することで、企業にとっては事業の見通しが立てやすくなり、課税に関する予測可能性の向上に寄与する。あるアンケートでは、グローバル企業がオランダに SSC（Shared Services Center・グループ内の複数の組織で実施している経理、人事、総務等の管理業務を一つの独立した組織に集中）を置く決定的な要因として、この『ATR』の存在を挙げる企業が最も多かった。行政と企業の距離が近く、外資誘致に積極的なオランダならではの制度といえる。

- ・ 『事前価格合意（APA）』（オランダ）

オランダでは源泉徴収がないため、持株会社が多く設立されている。オランダ居住のグループ会社がグループの国外会社から受け取ったサービスや物品の価格（移転価格）について、その税務上の妥当性を事前に合意する制度であり、『ATR』と同様の目的を有する。事前に税務当局との間で合意することで、課税の不確実性を回避することができる。『ATR』と同様、行政と企業の距離が近く、外資誘致に積極的なオランダならではの制度といえる。

- ・ 『30%ルーリング』（オランダ）

海外からの赴任者に対する個人所得優遇税制で、オランダにおいてグローバルな人材を確保する上での有用なツールである。雇用主は報酬総額の 30%までを個人所得税法上、非課税手当として支給できる。当該赴任者はオランダ国外から採用され、オ

ランダ国内の労働市場では見出し難い特殊な技能・知識を有していることが要件となる。最長で8年間適用することが可能である。

V 総括

これまでにみてきたことを以下に総括する。

- ・ 日本の法人実効税率は、諸外国に比べて高めであるが、企業負担の対 GDP 比は必ずしも高いとはいえない。
- ・ 国際競争の中で、各国では法人実効税率を引き下げる動きがあるが、課税ベースを拡大するなど、税収確保に向けた対応が図られている。
- ・ 社会保障負担の増加に対して、使用者（企業）の負担を抑制し、被用者（個人）に負担増を求める傾向もみられる。
- ・ それぞれの国ごとに、企業が政府に対して求める役割は異なっており、公的支出の規模や政府が企業に対して実施している政策も異なる。
- ・ 従業員の雇用環境を確保するために、企業が政府に対し、子育て支援や介護などのサービスの充実を求める動きもある。
- ・ 企業誘致施策として、税制や補助金を活用している国もあるが、企業立地や創業を支援するサービスに重点を置く国もある。
- ・ 日本では、法人実効税率引下げの議論が進められているが、税率の引下げだけで企業の誘致を図ることは難しい。インフラ整備、就労者の教育など、各種の支援策を行うことも必要であり、そのための財源を確保することも考えなくてはならない。さらには、進出する企業に対する情報提供や相談体制の強化などを図ることも考えられてよい。
- ・ 我が国においては、規制緩和を求めるグローバル企業の声が強いが、行政が開かれた対応を図り、企業の相談に乗ることや、柔軟な対応を検討するための仕組みづくりも、魅力創出の手段

の一つとして考えられる。

- ・ 今後もトータルに企業の公的負担と行政サービスのあり方について、議論を深めていくことが必要である。

表1 各国における企業の公的負担と行政サービス

	公的負担と行政サービスの特徴		法人実効税率	企業の所得課税と 社会保険料事業 主負担合計の対 GDP比(OECD)	当調査会による推計値				負担とサービスに対する見解 (調査対象国の現地官公庁等への インタビューに基づく見解)
					国税・地方税 社会保険料合計額 の企業負担割合	企業が負担する 国税・地方税 社会保険料合計額 の対GDP比	付加価値税を除外したケース		
	国税・地方税 社会保険料合計額 の企業負担割合	企業が負担する 国税・地方税 社会保険料合計額 の対GDP比							
公的負担	行政サービス								
日本	<ul style="list-style-type: none"> 企業の税負担は重いとの指摘あり 地方法人課税が法人実効税率を引き上げているとの指摘あり 広範な租税特別措置 	<ul style="list-style-type: none"> 企業をサポートする行政サービスの提供は地方の役割が大きい 企業をサポートする様々な補助金・助成金、融資制度 	35.64% (東京都)	8.8%	49.3%	14.2%	<u>44.1%</u>	12.7%	<ul style="list-style-type: none"> 地方の行政サービスは企業の生産活動を支えるもの 地方法人課税はサービス提供に必要な財源を賄うため、受益者に負担を求めもの
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 広く薄い負担と公平性の確保(低い法人税率、中小企業への優遇措置なし) 税制上の優遇措置はほとんどなし 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金はほとんどなし 企業支援は非金銭的サポート(情報提供、規制緩和等)が中心 	<u>22.0%</u>	<u>10.7%</u>	47.4%	<u>22.5%</u>	37.8%	<u>17.9%</u>	<ul style="list-style-type: none"> 高福祉を支える(受益を得る)ためには応分の負担を負うべき 受益と負担の関係の明確化を重視
米国	<ul style="list-style-type: none"> 法人実効税率は高い水準 社会保険料の事業主負担は低く、医療や福祉は自助が基本 	<ul style="list-style-type: none"> 各州の企業誘致施策は雇用の確保・創出と経済・産業の活性化が主目的、企業誘致の州間競争が激化 職業訓練や人材開発を重視 	<u>40.75%</u> (CA州)	<u>5.4%</u>	<u>37.4%</u>	<u>7.9%</u>	<u>37.4%</u>	<u>7.9%</u>	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致に際し、企業に対する直接的な受益と負担の関係を重視していない
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 累次の改革による法人税率の引下げ 社会保険料の事業主負担は抑制の方向 	<ul style="list-style-type: none"> 租税支出は低い水準 企業支援は税制優遇よりも直接助成(補助金等)に重点 子育て支援の遅れ 	29.59%	8.4%	<u>50.0%</u>	16.6%	38.4%	12.8%	<ul style="list-style-type: none"> 税の公平性や透明性の確保を重視 地方財政では、サービス提供のための費用と負担は等しくあるべきとの考え方が浸透
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 水平的信頼関係が重視され、税負担や税務上の取扱いを事前に確定できる 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と企業の距離が近く、相互の情報が入りやすい 公的機関による企業サポートが充実 	25.0%	7.2%	49.9%	18.7%	40.5%	15.1%	<ul style="list-style-type: none"> 行政と企業の相互理解・信頼関係を重視 行政サービス提供に必要な財源を賄うためには応分の負担を負うべき 企業が事業活動しやすい環境づくりに配慮

注1 項目ごとに5か国中、最高負担率の国を二重下線で、最低負担率の国を通常下線で表示している。

2 「付加価値税を除外したケース」は、EU諸国及び日本の付加価値税(日本は消費税及び地方消費税)は最終消費者に転嫁されるとみなして、企業の負担をゼロとした場合の推計値である。

表2 税収に占める企業課税割合の推計について

- 税収に占める企業課税割合の推計は、以下の前提に基づく。
 - ・ 間接税や負担者が不明確な直接税の扱いは、経済活動規模で負担を按分する。
 - ・ 個人所得税の源泉徴収は、企業負担とはみなさない。
 - ・ 個人事業主の所得税は、企業負担とみなす。
 - ・ 社会保険料事業主負担分は、企業負担に含む。(個人事業主負担分も含む。)
- 推計に含まれる税目及び按分方法は、以下の各国の表のとおりである。

注1 「区分」欄の「所得」は所得課税を、「消費」は消費課税を、「資産等」は資産課税等をそれぞれ表す。

なお、いずれにも区分し難い「その他の税」等は、すべて資産課税等に区分した。

2 付加価値税を含むケースと含まないケースの2通りの推計をしており、各国の対象税目に(※)印を表示した。

3 「推計による企業の負担割合」欄は、スウェーデンは2010年、他国は2011年における推計である。

日本

区分	税目	税の分類	税の負担者		按分方法	推計による企業の負担割合
			企業	家計		
所得	所得税	国税	○	○	個人事業主分	
	法人税	国税	○			
消費	自動車重量税	国税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%
	石油石炭税	国税	○			
	電源開発促進税	国税	○			
	揮発油税	国税	○			
	石油ガス税	国税	○			
	航空機燃料税	国税	○			
	酒税	国税		○		
	たばこ税	国税		○		
	消費税 (※)	国税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%
資産等	印紙収入	国税	○	○	同上	54.7%
	地価税	国税	○			
	相続税	国税		○		
所得	道府県民税					
	個人均等割	道府県税	○	○	個人事業主分	
	所得割	道府県税	○	○	個人事業主分	
	法人均等割	道府県税	○			
	法人税割	道府県税	○			
	利子割	道府県税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%
	配当割	道府県税	○	○	同上	54.7%
	株式等譲渡所得割	道府県税	○	○	同上	54.7%
	事業税					
	個人分	道府県税	○			
法人分	道府県税	○				
消費	自動車取得税	道府県税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%
	自動車税	道府県税	○	○	同上	54.7%
	旧法による税(特別地方消費税)	道府県税	○	○	同上	54.7%
	旧法による税(自動車取得税)	道府県税	○	○	同上	54.7%
	軽油引取税	道府県税	○			
	鉱区税	道府県税	○			
	旧法による税(軽油引取税)	道府県税	○			
	道府県たばこ税	道府県税		○		
	ゴルフ場利用税	道府県税		○		
	狩猟税	道府県税		○		
地方消費税 (※)	道府県税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%	
資産等	不動産取得税	道府県税	○	○	同上	54.7%
	法定外目的税	道府県税	○	○	同上	54.7%
	固定資産税(特例)	道府県税	○			
	法定外普通税	道府県税	○			
	旧法による税(その他)	道府県税		○		

日本(続き)

区分	税目	税の分類	税の負担者		按分方法	推計による 企業の 負担割合
			企業	家計		
所得	市町村民税					
	個人均等割	市町村税	○	○	個人事業主分	
	所得割	市町村税	○	○	個人事業主分	
	法人均等割	市町村税	○			
	法人税割	市町村税	○			
消費	軽自動車税	市町村税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%
	鉱産税	市町村税	○			
	市町村たばこ税	市町村税		○		
	入湯税	市町村税		○		
資産等	固定資産税					
	土地	市町村税	○	○	「固定資産の価格等の概要調書」を用いて、償却資産、土地、家屋別に法人分・個人分の評価額に振り分け、それに基づいて按分。	42.9%
	家屋	市町村税	○	○	同上	41.5%
	償却資産	市町村税	○	○	同上	98.6%
	交付金	市町村税		○		
	都市計画税					
	土地	市町村税	○	○	固定資産税の土地・家屋分の評価額における法人分・個人分の評価額で按分。	42.9%
	家屋	市町村税	○	○	同上	41.5%
	法定外普通税	市町村税	○	○	産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分。	54.7%
	法定外目的税	市町村税	○	○	同上	54.7%
	旧法による税	市町村税	○	○	同上	54.7%
	特別土地保有税	市町村税	○			
	事業所税	市町村税	○			
	水利地益税	市町村税	○			
	共同施設税	市町村税	○			
宅地開発税	市町村税	○				

スウェーデン

区分	税目	税の分類	税の負担者		按分方法	推計による 企業の 負担割合
			企業	家計		
所得	個人所得税	国税	○	○	個人事業主分	
		地方税	○	○	個人事業主分	
	法人所得税	国税	○			
消費	物品税	国税	○	○	経済活動規模で負担を按分	47.4%
	環境税	国税	○	○	同上	47.4%
	付加価値税 (※)	国税	○	○	同上	47.4%
資産等	財産税	国税	○			
	資産使用料	地方税		○		
	その他の生産関連税 その他	国税	○	○	経済活動規模で負担を按分	47.4%

米国

区分	税目	税の分類	税の負担者		按分方法	推計による 企業の 負担割合
			企業	家計		
所得	個人所得税	連邦税	○	○	経営者所得比率(8.0%)で按分。	8.0%
	法人所得税	連邦税	○			
消費	電話税	連邦税	○	○	産業連関表の最終算出額に占める中間需要分を企業活動分と捉え、按分。	46.3%
	オゾン層破壊物質税	連邦税	○	○	同上	46.3%
	交通燃料税	連邦税	○	○	同上	46.3%
所得	個人所得税	州税	○	○	経営者所得比率(8.0%)で按分。	8.0%
	法人所得税	州税	○			
消費	交通燃料税	州税	○	○	産業連関表の最終算出額に占める中間需要分を企業活動分と捉え、按分。	46.3%
	公益税	州税	○	○	同上	46.3%
	その他物品税	州税	○	○	同上	46.3%
	売上税・使用税	州税	○	○	同上	46.3%
資産等	財産税	州税	○			
	その他税収	州税	○	○	産業連関表の最終算出額に占める中間需要分を企業活動分と捉え、按分。	46.3%
所得	個人所得税	地方税	○	○	経営者所得比率(8.0%)で按分。	8.0%
	法人所得税	地方税	○			
消費	交通燃料税	地方税	○	○	産業連関表の最終算出額に占める中間需要分を企業活動分と捉え、按分。	46.3%
	公益税	地方税	○	○	同上	46.3%
	その他物品税	地方税	○	○	同上	46.3%
	売上税・使用税	地方税	○	○	同上	46.3%
資産等	財産税	地方税	○	○	同上	46.3%
	その他税収	地方税	○	○	同上	46.3%

ドイツ

区分	税目	税の分類	税の負担者		按分方法	推計による企業の負担割合
			企業	家計		
連邦税						
所得	利子所得税・キャピタルゲイン税	共同税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
	賃金税	共同税		○		
	所得税(申告しないもの: 配当所得税など)	共同税		○		
	(査定による)個人所得税	共同税	○			
	法人税	共同税	○			
	営業税割当金	共同税	○			
	連帯付加税	連邦税	○	○	(法人税額+個人所得税のうち企業負担分)×5.5%	
	保険税	連邦税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
消費	エネルギー税	連邦税	○	○	同上	53.62%
	自動車税	連邦税	○	○	同上	53.62%
	たばこ税	連邦税		○		
	電気税	連邦税		○		
	火酒税	連邦税		○		
	コーヒー税	連邦税		○		
	発泡ワイン税	連邦税		○		
	付加価値税(売上税) (※)	共同税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
資産等	その他の連邦税	連邦税	○	○	同上	53.62%
州税						
所得	賃金税・(査定による)個人所得税	共同税	○	○	「(査定による)個人所得税」のみを企業負担分とする。方法としては、連邦税収における「賃金税」と「(査定による)個人所得税」の大きさに按分。	
	個人所得税(申告しないもの)・法人税	共同税	○	○	「法人税」のみを企業負担分とする。方法としては、連邦税収における「個人所得税(申告しないもの)」と「法人税」の大きさに按分。	
	利子所得税	共同税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
	営業税(州への配分)	共同税	○			
消費	くじ税	州税		○		
	ビール税	州税		○		
	付加価値税(売上税) (※)	共同税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
資産等	不動産取得税	州税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
	その他	州税	○	○	同上	53.62%
	相続税	州税		○		
市町村税						
所得	賃金税・個人所得税・利子所得税	共同税	○	○	「(査定による)個人所得税」相当を企業負担分とする。方法としては、連邦税収における「賃金税」「(査定による)個人所得税」「個人所得税(申告しないもの)」「利子所得税・キャピタルゲイン税」の大きさに按分。利子所得税については、さらに企業負担分と家計負担分を、経済活動規模に応じて按分。	
	営業税(配分額差引後)	市町村税	○			
消費	付加価値税(売上税) (※)	共同税	○	○	経済活動規模で負担を按分	53.62%
資産等	不動産税A	市町村税	○	○	同上	53.62%
	不動産税B	市町村税	○	○	同上	53.62%
	その他	市町村税	○	○	同上	53.62%

オランダ

区分	税目	税の分類	税の負担者		按分方法	推計による 企業の 負担割合
			企業	家計		
所得	所得税	国税	○	○	個人事業主やパートナーシップ、合名・合資会社の出資者が納める税額分を企業負担分と捉える。	
	不動産譲渡税	国税	○	○	経済活動規模で負担を按分	51.33%
	保険税	国税		○		
	労働費用税(給与税)	国税		○		
	法人税	国税	○			
	配当税	国税	○			
	銀行税	国税	○			
	不動産所得税	国税	○			
消費	物品税	国税	○	○	経済活動規模で負担を按分	51.33%
	環境関連消費税	国税	○	○	同上	51.33%
	環境税	国税	○	○	同上	51.33%
	自動車購入税	国税	○	○	同上	51.33%
	自動車税(環境関連を含む)	国税	○	○	同上	51.33%
	賭博税	国税		○		
	付加価値税(※)	国税	○	○	経済活動規模で負担を按分	51.33%
資産等	資産税(相続税)	国税		○		
	その他	国税	○	○	経済活動規模で負担を按分	51.33%
消費	水利税	州税	○	○	同上	51.33%
	埋立税	州税	○	○	同上	51.33%
	自動車税	州税	○	○	同上	51.33%
消費	観光税	市町村税		○		
資産等	財産税(使用)	市町村税	○	○	経済活動規模で負担を按分	51.33%
	財産税(所有)	市町村税	○	○	同上	51.33%
	犬税	市町村税		○		